介護サービス情報の公表制度における訪問調査に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の35に規定されている介護サービス情報の公表制度(以下「情報公表制度」という。)の実施について、「『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針策定のガイドライン」(平成24年3月13日老振発0313第1号厚生労働省老健局振興課長通知)に基づき、本県における情報公表制度に係る訪問調査(以下「調査」という。)が適切に実施され、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」の実現を図ることを目的とする。

2 対象事業所及び項目

- (1) 調査を実施すべきもの
 - ア 新規指定(許可)を受けた事業所にあっては、指定(許可)を受けた年度から3年間は、基本情報及び運営情報について調査する。

ただし、指定(許可)を受けた当該年度にあっては、基本情報について のみ調査する。

- イ 指定(許可)の更新を受けた事業所にあっては、原則として、指定(許可)の更新を受けた後の指定の有効期間の開始日から満了日までの6年間のうち2回は、基本情報及び運営情報について調査する。
- ウ 休止していた事業所が再開した場合にあっては、再開した年度は、原則、 基本情報について調査する。
- エ 基本情報に係る報告が、神奈川県が管理する介護保険指定機関等管理システムのデータと齟齬がある事業所にあっては、翌年度において、基本情報及び運営情報について調査する。
- オ ア〜エに該当せず、調査対象とならない事業所にあって、事業者の希望 に応じ、基本情報又は運営情報若しくは、その双方について調査する。
- カ 次に該当する事業所にあっては、ア〜エの規定に関らず、別に定めると ころにより調査を実施する。
 - (ア) 当該年度に調査が終了していない事業所
 - (イ) この指針の施行の日前において、調査が終了していない事業所

(2)調査を行わないもの

ア 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業 所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業 所について

標題のサービスについては、原則、調査を行わないこととする。ただし、 事業者が調査を希望する場合は、この限りではない。

イ 上記以外のサービスについて

第三者性がある評価機関により、次の(ア)~(カ)に規定する評価を 受けた事業所にあっては、別に定める方法によって当該事業所から申出が あった場合は、評価を受けた翌年度の調査の実施の有無を判断する。ただ し、新規指定(許可)を受けた事業所及び事業者が自ら調査を希望する場 合にあっては、調査を実施する。

- (ア) 福祉サービス第三者評価
- (イ) 地域密着型サービス外部評価 (実施回数緩和適用の事業所を含む)
- (ウ) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議等における外部評価
- (エ)介護サービス評価
- (才) 特定施設外部評価
- (カ) その他、公正、客観性があると県が認めた評価

(3) その他

報告内容に虚偽が疑われる場合や、公表内容について、利用者等からの通報により疑義が生じた場合には、指定権者の指導・監査部局と連携し、必要項目についての調査を実施する。

3 調査対象事業所の公表

調査を実施する事業所は、毎年、神奈川県知事が策定する調査計画に位置付け、計画通知書により事業者へ通知するとともに、指定情報公表センターのホームページで公表する。

4 その他

本指針に定めのない事項にあっては、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長がその都度定める。

附則

この指針は平成24年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成25年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成28年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成29年7月1日から施行する。

附則

この指針は平成30年4月1日から施行する。

附則

この指針は令和4年9月1日から施行する。 **附則**

この指針は令和4年11月8日から施行する。 **附則**

この指針は令和6年8月1日から施行する。